

「人・環境と物質をつなぐイノベーション創出ダイナミック・アライアンス」  
アライアンス運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「人・環境と物質をつなぐイノベーション創出ダイナミック・アライアンス」(以下、「アライアンス」という。)事業本部規程第4条第2項の規定に基づき、アライアンス運営委員会(以下、「委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、アライアンス事業の基本方針に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) アライアンスを構成する各研究所の所長。
- (2) アライアンスを構成する各研究所から選ばれた教授各1名。
- (3) その他事業本部長が必要と認めた者 若干名。

2 委員は、事業本部長が委嘱する。

(委員長等)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、前条第1項第2号の委員のうちから、事業本部長より指名された大阪大学産業科学研究所の教授をもって充てる。
- 3 副委員長は、前条第1項第2号の委員のうちから、事業本部長より指名された東北大学多元物質科学研究所の教授をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に支障のあるときは、その職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 委員会に関する事務は大阪大学産業科学研究所において行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。